

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

開催ご案内

労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条第12号の規程のうち、機体重量が3トン以上の労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる下記対象機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」を修了した者でなければ、車両系建設機械（解体用）の運転の業務に就かせることはできません。

＜対象機械＞「車両系建設機械（解体用）」

- ①ブレーカー ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機

(北労安教第270号 期限 2029.3.30)

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

講習は1日です。開始10分前までに受付けをしてください。

日時 令和8年5月19日（火） 8：25～17：10頃 （定員20名）

会場 （学科）株式会社 日建機械 レンタルセンター（北斗市萩野35番5号）

（実技）株式会社 日建機械 資材ヤード （北斗市清水川265番地）

2. 講習科目・修了試験

① 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（作業装置）	2時間00分
② 運転に必要な一般的な事項に関する知識（一般知識）	0時間30分
③ 関係法令	0時間30分
④ 作業のための装置の操作（実技）	2時間00分
⑤ 修了試験（学科）	0時間40分
⑥ 修了試験（実技）	1時間30分程度
⑦ 講習時間合計（修了試験を除く）	5時間00分

3. 時間割

時間	8:25～ 8:30	8:30～ 10:35	10:40～ 11:10	11:10～ 11:40	11:45～ 12:30	12:30～ 13:30	13:30～ 13:35	13:35～ 15:35	15:40～
項目	オリエンテーション	作業装置 (休憩5分)	一般 知識	関係 法令	試験説明 学科試験	昼食 休憩	実技会場 ～移動	実技	実技試験

4. 受講料

受講料(教材費込み) 31,900円（消費税込み）

5. 受講資格

満18歳以上であって、車両系建設機械（解体用）運転技能講習程第4条に規定されている受講の免除を受けることができる者のうち、以下に該当する者

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者
- ② 1級建設機械施工管理技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系又はショベル系建設機械操作施工法を選択した者
- ③ 2級建設機械施工管理技術検定で第1種から第3種の種別に合格した者
- ④ 上記以外で、労働安全衛生規則別表第3の令第20条第12号の業務のうち令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者に該当する者

【注】受講資格を証明する修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

6. 講習科目の受講一部免除等

本講習は、「5. 受講資格」に該当する者を対象としており、それ以外の者を対象とする講習は実施していません。

7. 修了試験・修了証

① 学科講習終了後、引続き学科修了試験を行います。

実技講習終了後、引続き実技修了試験を行います。

所定の科目と時間のすべてを受講しなければ各修了試験を受けることができません。

学科修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となり、実技修了試験は、「実技科目の合計の6割以上の得点」を満たした場合に合格となります。学科修了試験と実技修了試験の両方に合格して技能講習の合格となります。これに満たない場合は不合格となります。

② 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

③ 学科修了試験と実技修了試験の両方に合格した方には、「車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了証」を交付します。不合格者には「不合格通知書」を郵送します。

④ 修了証は、分会事務局窓口で本人にお渡しすることとしておりますので、交付の連絡を受けましたら分会事務局へお越しください。

なお、郵送を希望する場合は、特定記録郵便により郵送いたしますので、「8. 受講申込みに必要なもの」の⑤に記載の返信用封筒が必要です。

⑤ 建災防北海道支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

8. 受講申込みに必要なもの

① 「受講申込書」

② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいづれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険資格確認書等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

③ 「証明写真(カラー) 2枚」(縦3.0cm×横2.5cm)

正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。

写真の裏面に氏名を記入してください。写真は糊付けしないで提出してください。

(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したものの等は不可。)

④ 「受講料」

⑤ 「修了証郵送料(320円分の切手)」、「返信用封筒」(修了証の郵送を希望する場合のみ)

特定記録郵便により郵送いたしますので、修了証郵送料(320円分の切手)(現金での納付はできません。)を貼付けした長形3号(または長形4号)サイズの返信用封筒(住所、宛名(受講者氏名)を記載したもの)を提出してください。

なお、宛先を自宅以外にする場合は、「○○方 北海太郎」「○○建設(株) 気付 北海太郎」などのように、必ず本人に届くよう記載してください。

⑥ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)

受講資格を証明する免許証、修了証、合格証等

9. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称:建災防函館分会)

〒040-0034 函館市大森町19番6号函館建設業協会

10. 申込み方法

予約は行っていません。分会事務局窓口での先着順の受付けのみとなります。(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを分会事務局に持参の上お申込みください。受付け終了後「受講券」をお渡しします。

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付けを終了しますのでご了承ください。(受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。)
- ② **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますので事前にご相談ください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。
また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は60分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また講義中は座席を離れないようにしてください。携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 学科講習会場は禁煙です。
- ⑨ 実技講習では、ヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また、手袋(軍手等)と安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒着や雨具等も用意してください。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。